

介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢社会を迎えるなかで、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には介護労働者が 37.7 万人不足するとしています。

2015 年 4 月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために介護職員処遇改善加算が強化されましたが、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は事業運営に苦慮しています。現在、介護施設の人員配置基準は、利用者 3 人に対して看護・介護職員 1 人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置しているのが現状です。法定基準を引き上げ、勤務環境の改善を図ることは離職防止の点でも重要です。

介護労働者の処遇改善や、安全安心の介護を確保するための職員体制の確立は介護報酬の範囲内で対応することとされております。しかし介護サービスの基本部分である介護報酬は、先般の介護報酬改定で引き下げられており、介護サービス事業所の努力のみに委ねることは困難です。

一方で介護報酬を引き上げれば、給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れもあります。従って、介護労働者の処遇改善や人員配置基準の見直しは、国の責任で行うよう求めるものです。

介護現場での人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を及ぼします。介護労働者の人材確保、離職防止対策、安全安心の介護を実現するため、下記の事項を実現するよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1. 介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2名に対して介護職員1名以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
3. これらを実現するための費用は国費で賄うこと。

平成 27 年 12 月 15 日

長野県南牧村議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様

